

監査委員告示第4号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

平成30年3月20日

木津川市監査委員 西 井 正

木津川市監査委員 島 野 均

定期監査結果について

地方自治法第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する事務の監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表します。

記

1 監査執行年月日 平成30年1月31日（水）

2 監査対象部局及び監査の対象

健康福祉部

【社会福祉課】

- (1) 障害福祉サービス事業の審査事務サポートシステム導入に係る費用と活用効果状況について
- (2) ぐらしの資金貸付事業の現在の状況について（平成29年12月末現在）
- (3) 特別障害者手当支給状況について（平成29年12月末現在）
- (4) 業務委託に係る随意契約状況について【調査票3】

【ぐらしサポート課】

- (1) 生活保護扶助費の支給状況について（審査基準、審査実績、返納金の状況等）
- (2) 業務委託に係る随意契約状況について【調査票3】

【高齢介護課】

- (1) 第8次木津川市高齢者福祉計画、第7期木津川市介護保険事業計画について
- (2) 老人クラブ活動助成事業について（平成29年12月末現在）
- (3) 在宅高齢者等配食サービス業務委託について
- (4) 業務委託に係る随意契約状況について【調査票3】

【こども宝課】

- (1) 税外債権に係る滞納整理状況について（保育料、放課後児童クラブ使用料）
- (2) 小谷児童館、木津児童館の運営状況について
- (3) 第3子保育料無償化制度の運用について
- (4) 業務委託に係る随意契約状況について【調査票3】

【健康推進課】

- (1) 総合がん検診事業とがん検診無料クーポン事業の同時実施の進捗状況について
- (2) 健幸クラウドシステムの活用状況について
- (3) やすらぎコミュニティセンター管理事業費と山城保健センター管理事業費の経費区分等について
- (4) 業務委託に係る随意契約状況について【調査票3】

3. 監査の方法

監査対象事項に係る内容及び執行状況等について、提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取した。

4. 監査の結果

歳入歳出の執行状況をもとに、監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、あわせて、当該部局における所掌事務の執行状況について、提出された監査資料に基づき、担当職員より聴取し監査を実施した結果、概ね適正に処理されていた。

なお、以下の点について意見を述べる。

【社会福祉課】

障害福祉サービス事業の審査事務についてであるが、平成28年度より導入された審査事務サポートシステムにより、二重支払等の過誤請求の可能性がある請求が一部判明している。サービス費は税金により支払われているものであり、無駄な支出を防ぐ観点からも、速やかに調査され、過誤請求である場合は、事業所に対して是正指導を実施されたい。

次に、くらしの資金貸付事業についてであるが、同事業は社会福祉協議会に委託をしており、毎年度実績報告を受けているが、領収書等の確認まで至っていない。適正な支出を確保するためにも、領収書等の確認を行われたい。

【くらしサポート課】

生活保護扶助費についてであるが、判定や収入審査については手続に沿って適正に実施されており評価出来る。

しかしながら、申請者等が株式配当などを受けている場合などは、確定申告の状況からでは収入の確認が出来ないこともあるので、出来る限り、申請者等の収入状況を適正に把握し、公平・公正な支給となるよう更に努められたい。

【高齢介護課】

社会福祉協議会に委託実施している在宅高齢者等配食サービス事業についてであるが、食材料費は当初の予定よりも余計にかかっており、食材料費の価格が適正であるかどうか見直しも含めて検討されたい。また、毎年度事業費を精算して、委託料の余剰分については返還されているが、事業額が確定していることから、社会福祉協議会実施の他事業の費用と混在することのないよう指導を実施されたい。

【こども宝課】

保育料及び放課後児童クラブの使用料の現年分は、高い徴収率であり、取り組みについては評価出来る。

しかしながら、過年度分については、督促状、催促状を送付しているにも関わらず、時効の到来により徴収出来ない事例が見受けられ、滞納対策が不十分である。特に悪質な保育料滞納者対しては、差押え等の滞納処分を実施されたい。

【健康推進課】

以前より定期監査等で意見を述べていた総合がん検診事業とがん検診無料クーポン事業の同時実施を平成30年度から実施されることは大いに評価出来る。より一層、経費の節減に努められたい。

がん検診申込書作成作業の委託については、例年同一業者に随意契約により委託しているが、委託金額の妥当性について、近隣の自治体の請負金額や請負単価と比較検証されたい。

次に、社会福祉協議会に指定管理しているやすらぎコミュニティセンターについてであるが、指定管理料の支出の中に山城保健センターの光熱水費が含まれており、経費処理が不明確であることから、指定管理者で協議を実施し、適正な支出を行われたい。

【保健福祉部各課共通】

社会福祉協議会に対しては様々な業務を委託しており、費用が不足している部分については他の事業から融通する等、過不足が生じないように収支を合わせていると考えられる。

各事業の適正金額が曖昧であることから、事業内容を精査し適正な価格を算出するよう、社会福祉協議会に対して指導を実施されたい。